

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において利用することができる特定個人情報の利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正（3.5.19 公布、3.9.1 一部施行）等により、所要の改正をする。

2 改正内容

庁内における特定個人情報の利用範囲の拡大

区長部局において、既に特定個人情報を利用することができることとされた事務について、利用することができる特定個人情報（自ら保有するものに限る。）を次のとおり追加する。

事 務	特定個人情報
・墨田区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u> 、生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報又は墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

下線部分の特定個人情報を追加する。

番号法の一部改正に伴う改正

番号法の一部改正により、特定個人情報の提供制限の例外を規定している第19条各号に第4号が新設されたことに伴い、引用条文に移動があるため、所要の規定整備をする。

個人番号を利用する事務及び庁内において利用する特定個人情報の廃止
区長部局において、個人番号及び特定個人情報を利用することができることと
された事務の廃止に伴い、次に掲げる事務の個人番号及び特定個人情報の利用を
廃止する。

事 務	特定個人情報
・ <u>墨田区ショートナースリー事業実施要綱による短期保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>

下線部分を廃止（削除）する。

3 施行期日

- 2の に関する改正規定 令和3年10月1日
- 2の に関する改正規定 令和3年9月1日
- 2の に関する改正規定 公布の日